産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	共英製鋼株式会社山口事業所
施設名称	ガス製造施設
設置場所	山口県山陽小野田市大字小野田字港 6289 番 161
問合せ先	共英製鋼株式会社山口事業所メスキュード部

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）
法第十五条の二の三第二項　次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

１　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり

２　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）
第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第二号	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）	以下のとおり

イ　処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況：2026 年度分　公表の期限：翌月の末日）

産業廃棄物の　種　類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
別紙のとおり												

ロ　前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項

（状況：2026 年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
改質設備内のガスの温度	溶融炉炉頂	2026 年 7 月 14 日	1218
除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）	減温塔出側	〃	167

ハ　冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

（状況：2026 年度分　公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	2026 年 7 月 23 日～8 月 9 日
除去設備にたい積したばいじん	2026 年 7 月 23 日～8 月 9 日

ニ　前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項

（状況：2026年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

除去設備の出口における改質ガス中の測定に関する事項		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係るガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
ダイオキシン類の濃度	（年１回以上）	非常放散塔	2026年7月14日	2026年8月4日	0.021
硫黄酸化物の濃度	（１回目）	〃	2026年7月14日	2026年8月4日	7.7
	（２回目）	〃	12月実施予定		
ばいじんの濃度	（１回目）	〃	2026年7月14日	2026年8月4日	0.006未満
	（２回目）	〃	12月実施予定		
塩化水素の濃度	（１回目）	〃	2026年7月14日	2026年8月4日	1.1未満
	（２回目）	〃	12月実施予定		
硫化水素の濃度	（１回目）	〃	2026年7月14日	2026年8月4日	3未満
	（２回目）	〃	12月実施予定		